

3. 9 マイナンバー違憲訴訟最高裁判決について

2023, 3, 14

2008 年住基ネット訴訟最高裁判決（そこで引用されている 1969 年京都府学連事件最高裁判決）をなぞった、非常に旧態依然たる判決であるものの、それでもマイナンバー制度の利活用を更に大幅に広げてゆこうとしていることには歯止めになる

1 住基ネット最高裁判決（2008. 3. 6）の判断の概要

（a）憲法 13 条によって保障される権利（自由）について

「憲法 13 条は国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」（「京都府学連事件最高裁大法廷判決」1969. 12. 24 を引用）。

（b）その上で、住基ネットがその自由を侵害するものであるかについて、以下の考慮要素を検討。

ア 本人確認情報の機微性、秘匿性の程度

- ①住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る 4 情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものに過ぎないことを前提に、
- ②4 情報は人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報、変更情報も、転入・転出等の異動事由、異動年月日及び本人確認情報にとどまるもので、これらの情報はいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない、
- ③これらの情報は、住基ネット導入以前から、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきた、
- ④住民票コードは、上記目的に利用される限りにおいて、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない、

イ 侵害や危険性の有無・程度

- ⑤本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という**正当な行政目的の範囲内**で行われている、
- ⑥住基ネットのシステム上の欠陥等による**漏えいの具体的危険はない**、
- ⑦受領者による本人確認情報の目的外利用又は漏えい等は、懲戒処分又は**刑罰**をもって禁止されている、

等を理由に、「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」とした。

さらに、

⑧住民票コードで個々の住民の個人情報に名寄せ可能となるデータマッチングについても、「データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する個人情報を保有する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象」となること、「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないこと」等から、住基ネットの運用によって具体的な危険が生じているということとはできないとした。

2. 住基ネット訴訟判決をなぞったマイナンバー違憲（九州）訴訟最高裁判決

（a）憲法 13 条によって保障される権利（自由）について

→住基ネット訴訟とまったく同じ（住基ネット訴訟最高裁判決を引用）

★自己情報コントロール権（自己情報決定権）を認めないどころか、高度情報化社会になっている現代において、1960 年代の人権論！

（b）「そこで、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為が上告人らの上記自由を侵害するものであるか否かを検討する」として、以下の要素を挙げた。

①正当な行政目的を有するものということができる。

「番号利用法は、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定することで、個人番号によって検索及び管理がされることになる個人情報を限定するとともに、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由を一般法よりも厳格に規定している。

さらに、・・・番号利用法は、特定個人情報の提供を原則として禁止し、制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ、その提供を認めるとともに、上記例外事由に該当する場合を除いて他人に対する個人番号の提供の求めや特定個人情報の収集又は保管を禁止するほか、必要な範囲を超

えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している。

以上によれば、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているといえることができる。」

※ cf. これに続いて、19条14号及び16号は、上記の特定個人情報の提供の禁止が解除される例外事由の一部の定めを政令又は個人情報保護委員会規則に委任することについて論及。

(c) 住基ネット判決と違っているところはどこか(10頁の「3」)

「もともと、特定個人情報の中には、個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が多数含まれることになるところ、理論上は、対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い、個人の分析をすることが可能であるため、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報が芋づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等が番号利用法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得るものである。」

★マイナンバー制度が秘匿性の高い情報のデータマッチングを目的とした制度であるので、どうしてもその危険性自体は認めざるを得なかった。

★この危険性を認めながら安全確保措置について、住基ネットと同様の、形式的な安全措置を羅列して、具体的な危険はないと結論。

←あまりにも甘い認定ではあるものの、利用分野を3分野に限定しているなど、厳格な規制をしているから危険性はないのだ、という理由付けをせざるを得なかった＝利活用の拡大一辺倒に対する「歯止め」として使える。

★請求を認めないためのトリック＝総論において、憲法13条で保障される「自由」に「利用」の場面を入れていない理由

→入れると、個人番号(共通番号)を付したことによる行政機関内部でのデータマッチングによるプロファイリングの危険性(ひと言で言うと「監視国家化」の危険性)、個人情報の利用における大きな質的变化について問題とならざるを得ない(玉蟲由樹教授、山本龍彦教授等)。

「提供」場面だけの保障にすれば、法令の認めない提供・漏えい等さえなければ良い、と持って行ける。